

介護分野の訓練に係る特例について（R7年度までの時限措置）

1 目的

介護未経験者等に対して、介護分野の事業所における職場見学、職場体験、職場実習を訓練カリキュラムに盛り込んだ職業訓練コースを実施することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保を促進することを目的とする。

2 訓練内容

訓練期間は2か月以上1年以下とし、以下のいずれかに該当する研修が含まれる職業訓練を実施するものであること。また、1月当たりの訓練設定時間は、100時間を標準（ただし、50時間以上）とすること。

① 介護職員初任者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修

② 生活援助従事者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の研修

③ 居宅介護職員初任者研修

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第1項第3号に規定する居宅介護職員初任者研修

④ 介護福祉士実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士の資格取得を目指し介護等の業務に従事している者（実務者）のために行われる研修

3 職場見学等の実施

① カリキュラムの中に職場見学、職場体験、職場実習のいずれかを組み込むこと。（職場講話のみは不可）

② 職場見学等の受入先は、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、障害福祉施設などの中から訓練生の就業ニーズを踏まえて選定し、訓練生それぞれについて2か所以上の施設における職場見学等を実施すること。

③ 職場見学等の実施時間は、訓練設定時間のうち6時間以上とすること。

④ 職場見学については、オンライン（同時双方向型）で行うことも認めるが、実施方法について事前に委託元の高等技術専門校と協議すること。

4 職場見学等実施の手順について

- ① 職場見学等実施計画書（別紙21）を企画書と一緒に提出する。
- ② 職場見学等終了後、職場見学等実施報告書（別紙22-1）、職場見学等実施報告書受入先事業所確認票（別紙22-2）、職場見学等実施報告書受講者確認票（別紙22-3）を提出する。
- ③ 書類審査を経て訓練終了後に職場見学等推進費として支払いを行う。

5 職場見学等推進費について

上記3の職場見学等の実施を行った委託先については、「職場見学等推進費」を支払う。

職場見学等推進費は、以下の算定方法で算出する「職場見学等実施率」が80%以上である場合に支払うこととし、単価は訓練生1人当たり10,000円（外税）とする。

＜職場見学等実施率＞ 80%以上が支払う条件

職場見学等実施率 = $(b + c) \div (a + c - d) \times 100$ ※小数点以下切り捨て

a : 修了者

b : 修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

c : 中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

d : 修了者のうちやむを得ない理由により2か所以上又は6時間以上職場見学等に出席できなかった者

＜職場見学等推進費の支払額＞

入校者数×10,000円（外税）

※ 職場見学等推進費については、訓練終了後に支払うこととする。